

## クリエイティブ人材派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、アーティスト等の活動領域を拡大し、人々の創造性が發揮される地域づくりに寄与するため、まちづくりや観光、福祉、教育、産業など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な取組に対し、アーツカウンシルしづおか(以下「アーツカウンシル」という。)がクリエイティブ人材を派遣するために必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、クリエイティブ人材とは、アーティスト、アートディレクター、アートマネジャー、キュレーター又はそれに準ずる実績を有し、自らの能力を地域に開き、関わる人々の創造性を引き出す意欲を有する者(以下「アーティスト等」という。)のうち、第5条による申請を受けて、アーツカウンシルが派遣する者をいう。

### (クリエイティブ人材の派遣)

第3条 クリエイティブ人材の派遣は、静岡県内に拠点を置く団体、市町又は企業(以下「団体等」という。)における次の各号のいずれかに該当する取組等に対して行うものとする。ただし、当該年度にアーツカウンシルの助成を受けて実施する取組等は除く。

- (1) まちづくり、観光、福祉、教育、産業等の分野におけるイノベーションを目指す取組
- (2) 住民の参画やコミュニケーションの活性化を目指す取組
- (3) 団体等の職員又は社員等を対象とした研修の検討
- (4) 創造・交流機会の創出を目指す取組
- (5) アートプロジェクトの担い手を掘り起こす取組
- (6) 上記に関する計画等の策定及び推進に必要な検討
- (7) その他アーツカウンシルが必要と認める取組

### (クリエイティブ人材の業務)

第4条 クリエイティブ人材の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の取組等に係る意見交換、提案等
- (2) 前条の取組等において、関わる人々の創造性を引き出し、コミュニケーションを促進するための共創
- (3) その他アーツカウンシルが必要と認める業務

### (派遣の申請)

第5条 クリエイティブ人材の派遣を希望する団体等は、クリエイティブ人材派遣申請書（様式第1号）によりアーツカウンシルに対し、派遣の申請を行う。

（派遣の調整）

第6条 アーツカウンシルは、前条の申請があった場合には、速やかに当該申請の内容を審査し、クリエイティブ人材の選定や選定した候補者の対応の可否などの調整を行う。

（派遣の決定）

第7条 アーツカウンシルは、クリエイティブ人材の派遣を決定した場合は、クリエイティブ人材派遣決定通知書（様式第2号）により団体等に通知するとともに、別に定めるクリエイティブ人材派遣依頼書によりアーティスト等へ依頼するものとする。

2 アーツカウンシルは、クリエイティブ人材を派遣しない旨の決定をしたときは、その理由を団体等に通知するものとする。

（派遣の回数）

第8条 第4条第1号の業務に係るクリエイティブ人材の派遣回数は、同一団体等が行う同一の取組について、クリエイティブ人材1人につき3回を限度とする。ただし、アーツカウンシルが特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 第4条第2号の業務に係るクリエイティブ人材の派遣回数は、同一団体等が行う同一の取組について、10回を限度とする。ただし、アーツカウンシルが特に必要と認める場合は、この限りではない。

（派遣に関する費用及びその負担）

第9条 クリエイティブ人材の派遣に関する費用は、予算の範囲内でアーツカウンシルが負担する。

2 前項の費用とは、報償費及び旅費等とする。

3 報償費は、アーツカウンシル長が別に定める額とする。

4 旅費は、公益財団法人静岡県文化財団旅費規程に定める額に準ずる額とする。

5 報償費及び旅費等は、直接クリエイティブ人材の指定口座へ支払うものとする。

(派遣の中止)

第10条 アーツカウンシルは、クリエイティブ人材の派遣を決定した団体等が、この要綱による派遣の目的に反したとき、又は派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣の中止をすることができる。

2 アーツカウンシルは、前項の規定による派遣の中止を決定したときは、その旨をクリエイティブ人材の派遣決定を受けた団体等へ通知する。

(クリエイティブ人材の責務)

第11条 クリエイティブ人材は、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(派遣を受けた団体等の責務)

第12条 クリエイティブ人材の派遣を受けた団体等は、クリエイティブ人材派遣業務終了後14日以内に、その結果をクリエイティブ人材派遣結果報告書(様式第3号)により、アーツカウンシルに対し報告を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。